

建物・構築物の免震構造に係る関係規則解釈の改正等 (2回目)

令和4年2月24日
原子力規制庁

1. 経緯

令和3年度第63回原子力規制委員会(令和4年2月2日開催)の議題2において、表記改正等を諮ったところ、建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド(案)(以下「審査ガイド案」という。)の修正に関し、原子力規制委員会から以下の3点の指摘を受けた。これらの指摘について、原子力規制庁において再度の検討を行った結果を2.及び3.に示す。

- ① 免震装置の傾き及び基礎底面の傾斜に関する記載の意図
- ② 積層ゴムのベースプレート施工時の傾きの精度の実情
- ③ 「鉛直方向の地震力」の意味

2. 指摘への回答

(1) 免震装置の傾き及び基礎底面の傾斜に関する記載の意図

令和3年度第41回原子力規制委員会(令和3年10月27日開催)の資料(意見募集に付した審査ガイド案)は、免震装置が傾斜の影響を受けやすいことから、これに留意することを意図し、積層ゴムのベースプレート施工時の傾きの精度1/400以下と地震時の基礎底面の傾斜に対する評価の目安である1/2000以下を例示として併記していた。なお、両者は別物であり、直接比較することを意図したものではなかった。ベースプレート施工時の傾き及び地震時の基礎底面の傾斜の概要を図1に示す。

(2) 積層ゴムのベースプレート施工時の傾きの精度の実情

積層ゴムのベースプレート施工時の傾きの精度1/400¹は、傾きが積層ゴムの力学特性に及ぼす影響を確認した試験結果²と積層ゴムの製造時の精度³を踏まえて設定されているものである。

そのため、積層ゴムの力学特性にほとんど影響を及ぼさない範囲の傾きとして、通常、1/400以下を目安に施工管理されており、1/2000以下として施工された事例は確認できなかった。

(3) 「鉛直方向の地震力」の意味

「鉛直方向の地震力」とは、地震動によって発生する地震力の鉛直成

¹ 免震構造施工標準 2021 (一般社団法人日本免震構造協会)「5.7 施工時検査」

² 改訂版 設計者のための建築免震用積層ゴム支承ハンドブック (一般社団法人ゴム協会・一般社団法人日本免震構造協会)「6.2.3 せん断特性、6) 傾斜特性(杭頭免震)」

³ 建築免震用積層ゴム支承—第1部:仕様(JIS K6410-1:2015)(日本工業標準調査会審議)「6.5 積層ゴム支承」

分を指すものである。

3. 免震装置の傾き及び基礎底面の傾斜に関する記載の修正

(1) 第 63 回原子力規制委員会における修正案

第 63 回原子力規制委員会における修正案では、意見募集の結果、誤解を招く表現であったことに鑑み、1/2000 以下に関する記載については削除することとした。なお、基礎底面の傾斜に対する評価の目安は、免震設計・耐震設計問わず「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」⁴において記載されている。

(2) 第 63 回原子力規制委員会における指摘を踏まえた更なる修正案

第 63 回原子力規制委員会におけるベースプレート施工時の傾きの精度 1/400 以下に係る指摘を踏まえた検討を行う中で、1/400 以下については、設計ではなく施工に関するものであり、「2.1 免震設計の基本方針」の留意事項に記載することは適切ではないと判断した。そのため、御意見への対応の一環として、当該記載を削除することとし、審査ガイド案の関係箇所を修正するとともに、その旨「御意見に対する考え方」に記載する。なお、積層ゴムのベースプレートを含め、免震装置の据え付け精度等の管理の方針については、「5. 免震装置の品質管理・維持管理の方針」の別添-1 に示す規格等を参考に審査の一環として確認していく。

4. 建物・構築物の免震構造に係る関係規則解釈の改正等について

- 3. 及び実施した意見募集を踏まえて記載内容の充実・明確化等を行った。意見募集への回答については別紙 1-1⁵及び別紙 1-2⁵のとおり、規則解釈の改正（案）及びガイド（案）については別紙 2^{5,6}、別紙 3⁷及び別紙 4⁵のとおり決定いただきたい。
- 施行日は、委員会決定の日としたい。

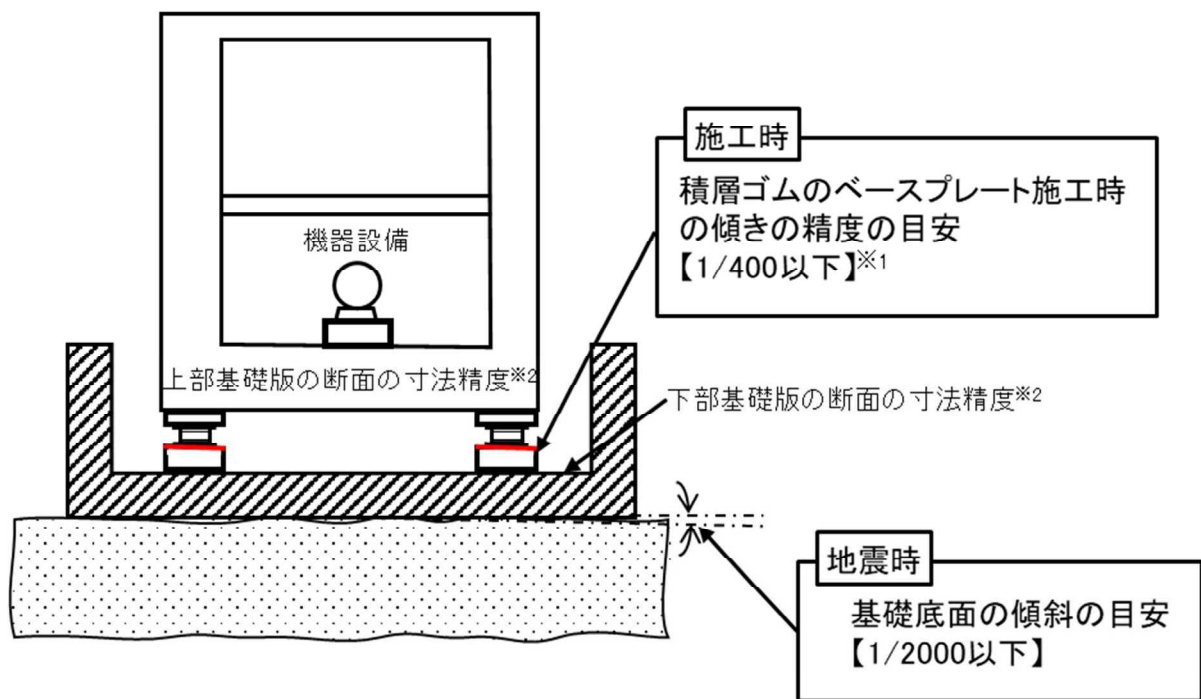
⁴ 「4.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価、3) 基礎底面の傾斜」からの抜粋を以下に示す。

「一般建築物の構造的な障害が発生する限界（亀裂の発生率、発生区間等により判断）として建物の変形角を施設の傾斜に対する評価の目安に、1/2,000 以下となる旨の評価していることを確認する。」

⁵ 意見募集時の案からの変更箇所は、参考 1、参考 2、参考 3 及び参考 4 のとおり。（第 63 回原子力規制委員会時点での変更箇所は赤字、第 63 回原子力規制委員会からの変更箇所は青字）

⁶ 令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 4 年 2 月 2 日）資料 2 別紙 2 と同じもの

⁷ 令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 4 年 2 月 2 日）資料 2 別紙 3 と同じもの



- ※1 施工時の下部基礎版の傾きも考慮した上で必要な精度が確保されるように施工。
- ※2 一般的には『建築工事標準仕様書・同解説 JASS5N（原子力発電所施設における鉄筋コンクリート工事）』に基づき必要な精度が確保されるように施工。

図1 ベースプレート施工時の傾き及び地震時の基礎底面の傾斜の概要

添付資料

- 別紙 1-1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）に対する御意見及び御意見に対する考え方（案）
- 別紙 1-2 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの制定について（案）及び基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について（案）に対する御意見及び御意見に対する考え方（案）
- 別紙 2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）
- 別紙 3 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について（案）
- 別紙 4 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの制定について（案）
- 参考 1 建物・構築物の免震構造に係る関係規則解釈の改正等（案）令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 4 年 2 月 2 日）の議題 2 資料のうち別紙 1-1 の修正箇所（見え消し）
- 参考 2 建物・構築物の免震構造に係る関係規則解釈の改正等（案）令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 4 年 2 月 2 日）の議題 2 資料のうち別紙 1-2 の修正箇所（見え消し）
- 参考 3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）（見え消し）
- 参考 4 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド（案）（見え消し）
- 参考 5 建物・構築物の免震構造に係る関係規則解釈の改正等（案）令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 4 年 2 月 2 日）の議題 2 資料 抜粋

別紙 1-1

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）に対する御意見及び御意見に対する考え方（案）

No	該当箇所	御意見（原文）	考え方 ¹
1-1	別表第1 2頁、3行目、10行目	別表第1の2ページの改正後欄の3行目「場合、」および同10行目「場合にあっては、」は、「場合は、」のほうがよいと思います。1ページの改正後欄の14行目の例と同様に。	別表第1の2頁の改正後欄の下から4行目「場合、」については、同表1頁の表記と合わせる観点から、御意見を踏まえ以下のおおりに変更します。他方、同表3頁の4行目「場合にあっては、」については、括弧の内外的対比を表現するもので、法令上このように表記するのが一般的であるため、原案のとおりとします。 2頁下から4行目 【変更前】 ・免震構造を採用する場合、 【変更後】 ・免震構造を採用する場合は、
1-2	別表第1 2頁、11行目	別表第1の2ページの改正後欄の11行目「方向」は「1方向」のほうがよいと思います。審査ガイド案の記載と同様に。	免震装置に生じる応力等が最も厳しくなる方向は、曲げ変形又はせん断変形で異なることもあることから、原案のとおりとします。本改正案と建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド（以下「本審査ガイド案」という。）と記載が異なりますので、御意見を踏まえ、本審査ガイド案（10頁11、18行目、17頁下から3行目、20頁13行目）を変更します。

¹ 「考え方」の頁及び行は、別紙2及び別紙4のもの

その他の御意見

No.	御意見 (原文)
2-1	免震性が高まるのであれば、賛成です。

建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの制定について（案）及び基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について（案）に対する御意見及び御意見に対する考え方（案）

1. 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの制定について（案）

No	該当箇所	御意見（原文）	考え方 ¹
1-1	1 頁、19行目 1.2 適用範囲	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」において、重大事故等対処施設については、第39条（地震による損傷の防止）の適用に当たっては、本規定別記2（第4条（地震による損傷の防止）に準ずるものとしてされている。 本審査ガイド（案）のp. 1の「2.1適用範囲」では「耐震重要施設を間接支持する免震構造物に適用される」と記載されているが、免震構造を採用した重大事故等対処施設についても、本ガイドを準用するものとの理解で良いか。	御意見のとおりです。許可基準規則第39条の規定により「基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」が要求される重大事故等対処施設についても、本ガイドを参考とすることができます。
1-2	2 頁、6 行目	2 ページの 6 行目「国が定めた」は削除したほうがよい。法令は国が定めたものであることは自明であるから。 2 ページの 6 行目「建築基準法」の法令番号を記載したほうがよい。	御意見を踏まえ、変更します。 【変更前】 一般産業施設等における免震設計等に係る国が定めた建築基準法などの法令 【変更後】 一般産業施設等における免震設計等に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)などの法令

¹ 「考え方」の頁及び行は、別紙 4 のもの

	2 頁、27行目	2 ページの最下行から上に 2 行目「施行令」の法令番号を記載したほうがよい。	<p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同施行令</u>（耐震設計に係る部分） <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（耐震設計に係る部分）</u> <p>【変更前】</p> <p>また、「<u>発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年 7 月20日 原子力安全委員会決定）</u>」</p> <p>【変更後】</p> <p>また、「<u>発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年 7 月20日原子力安全委員会決定）</u>」</p>
1-3	4 頁、7 行目 9 行目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページの 7 行目「Asクラスを含むAクラス全体をSクラスとし」は「昭和56年耐震設計審査指針のAsクラスを含むAクラス全体を規制基準ではSクラスとし」のほうがいい。1 0 行目の記載の例と同様に。 ・ 4 ページの 8 行目「適用される」は「適用された」のほうがいい。1 2 行目の記載の例と同様に。 ・ 4 ページの 9 行目「Aクラス」は「Sクラス」の誤記ではないか？ 	<p>御意見を踏まえ、以下のように変更します。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>耐震重要度分類に係る相違点として、A s クラスを含むAクラス全体をSクラスとし、従来のA s クラスに適用される設計方針をAクラス全体に適用している。</u> <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>耐震重要度分類に係る相違点として、昭和56年耐震設計審査指針のA s クラスを含むAクラス全体を規制基準ではSクラスとし、それに伴って従来のA s クラスに適用されていた設計方針を規制基準のSクラスに適用している。</u>

1-4	4 頁、10行目	4 ページの 1 0 行目「鉛直地震力」は「設計方針のうち鉛直方向の地震力」のほうがよい。	<p>「鉛直地震力」という表記はガイド内の他の箇所でも使用されていますが、いずれの場合においても、「鉛直方向の地震力」を指しています。御意見を踏まえガイド内の「鉛直地震力」の表記を、他の箇所も含めて「鉛直方向の地震力」で統一します。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛直地震力の算定方法に係る相違点として、 <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛直方向の地震力の算定方法に係る相違点として、他の該当箇所は、18頁下から15、9行目です。
1-5	4 頁、11行目	4 ページの 1 1 行目「Asクラス及び」は削除したほうがよい。AsクラスはAクラスの一部分であり記載が重複しているから。	<p>御意見を踏まえ、以下のように変更します。</p> <p>【変更前】</p> <p>鉛直地震力の算定方法に係る相違点として、昭和56年耐震設計審査指針では、<u>Asクラス及びAクラスでは水平方向の地震動の最大加速度振幅の1/2を鉛直方向の地震力の算定に用いていたが、</u></p> <p>【変更後】</p> <p>鉛直方向の地震力の算定方法に係る相違点として、昭和56年耐震設計審査指針では、<u>水平方向の地震動(A s クラスはS₂及びS₁、A クラスはS₁)の最大加速度振幅の1/2を鉛直方向の地震力の算定に用いていたが、</u></p>
1-6	4 頁、13行目	4 ページの 1 3 行目「平成18年の耐震設計審査指針改訂以降は、」は、「規制基準では、」のほうがよい。指針と規制基準との相違点を記載していることを明示	<p>御意見を踏まえ、変更します。</p> <p>【変更前】</p> <p>平成18年の耐震設計審査指針改訂以降は、</p>

		するために。	【変更後】 規制基準では、 御意見を踏まえ、変更します。 【変更前】 鉛直方向の地震動を策定するとともに同地震動に対して地震応答解析を実施して、地震力を算定している。 【変更後】 鉛直方向の地震動を策定するとともに同地震動に対して地震応答解析を実施して、鉛直方向の地震力を算定している。
1-7	4頁、14行目	4ページの14行目「地震力」は「鉛直方向の地震力」のほうがよい。	
1-8	4頁、19行目	4ページの19行目「上部構造及び上部構造が間接支持する耐震重要施設の支持機能」は、「上部構造及び上部構造が間接支持する耐震重要施設を支持する下部構造の支持機能」の誤記ではないか？	免震装置の一部である支承装置が支持している「上部構造及び上部構造が間接支持する耐震重要施設の支持機能」について記載しており、「下部構造の支持機能」の誤記ではありません。御意見を踏まえ、以下のように分かりやすい表現に変更します。 【変更前】 免震構造は、主に免震層において支承装置が上部構造及び上部構造が間接支持する耐震重要施設の支持機能を担保していること 【変更後】 免震構造は主に免震層において、支承装置が上部構造の支持機能及び上部構造が間接支持する耐震重要施設の支持機能を担保していること

1-9	4 頁下から1行目	4 ページの最下行から上に1 行目「構成される。」は「構成されるもの。」のほうがよい。	御意見を踏まえ、以下のように変更します。 【変更前】 支承装置、減衰装置及び復元装置（支承装置が復元装置に相当する機能を持つ場合は、支承装置を含む。）から構成される。 【変更後】 支承装置、減衰装置及び復元装置（支承装置が復元装置に相当する機能を持つ場合は、支承装置を含む。）から構成されるものをいう。 関連した他の該当箇所は、5 頁2、4、6、8、11、13、15、16、17、19、22、23行目です。
1-10	5 頁、10行目	5 ページの10 行目の「免震装置」は「支承装置」のほうがよい。	御意見を踏まえ、変更します。 【変更前】 ペDESTAL 上部基礎版から免震装置、免震装置から下部 【変更後】 ペDESTAL 上部基礎版から支承装置、支承装置から下部
1-11	5 頁最下行	5 ページの最下行「隣接構造物」は非免震のものを指しているのか？	隣接構造物は、耐震構造物等の非免震構造物と免震構造物のいずれも考えられます。
1-12	6 頁、図1	6 ページの図1 の免震層拡大図の「支承装置復元装置」は「支承装置（復元装置）」のほうがよい。支承装置が復元装置に相当する機能を持つ場合にわたるのであるならば。	用語の説明及び例示を目的として、広く用いられている積層ゴムを例示として、このように記載をしています。支承装置と復元装置は、必ずしも一つの装置が両者を兼ねるわけではありません。したがって、原案のとおりとします。

1-13	8 頁、2 行目および 6 行目	8 ページの 2 行目「支持」と、6 行目「間接支持」との違いは、何か？	<p>同じものを指していますので、御意見を踏まえ、変更します。</p> <p>【変更前】 下部構造及び上部構造並びに上部構造が支持している耐震重要施設が、</p> <p>【変更後】 下部構造及び上部構造並びに上部構造が間接支持している耐震重要施設が、</p>																				
1-14	8 頁 2.1 免震設計の基本方針【免震設計の審査における留意事項】	<p>本審査ガイド（案）の p.8「2.1 免震設計の基本方針」の留意事項に記載の静的地震力に関して、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第4条第2項の規定により算定する地震力（弾性設計用地震力、静的地震力）について、免震構造を採用する同規則第39条第1項の区分の重大事故等対処施設は、耐震構造を採用する同施設と同様に対象外との理解で良いか。</p>	<p>御意見のとおり、免震構造を有する建物・構築物に設置される、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第39条第1項第1号及び第3号に掲げる重大事故等対処施設については、同規則第4条第2項の規定により算定する地震力（弾性設計用地震力、静的地震力）は要求されていません。参考として次の表を参照してください。</p> <p>表 重大事故等対処施設における設計用地震力</p> <table border="1" data-bbox="957 324 1252 784"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準地震動</th> <th>弾性設計用地震動</th> <th>静的地震力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特種施設を除く)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故等対処施設(特種施設を除く)</td> <td>-</td> <td>○*</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特種施設を除く)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特定重大事故等対処施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ Bクラスのみ対象。この場合は、考慮する地震力は別記2第4条第3項の規定により算定する。</p>		基準地震動	弾性設計用地震動	静的地震力	常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特種施設を除く)	○	-	-	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故等対処施設(特種施設を除く)	-	○*	○	常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特種施設を除く)	○	-	-	特定重大事故等対処施設	○	○	○
	基準地震動	弾性設計用地震動	静的地震力																				
常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特種施設を除く)	○	-	-																				
常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故等対処施設(特種施設を除く)	-	○*	○																				
常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特種施設を除く)	○	-	-																				
特定重大事故等対処施設	○	○	○																				

1-15	8 頁、9 行目	<p>「実用発電用原子炉施設に対しては、耐震重要施設の支持地盤の傾斜が1/2000以下となることを目安」とは、建物のべた基礎（例えば約50m以上×約50m以上）の下の支持岩盤全体の傾きを示しており、個々の積層ゴムのベースプレート間の傾きではなく、建物両端の積層ゴムのベースプレート間の傾斜に相当します。支持地盤の傾斜が1/2000以下となることは別途確認されるので、個々の積層ゴムのベースプレートの傾斜は、一般産業施設又は公共施設等の1/400以内とすることが妥当と思います。</p> <p>なお、参考に積層ゴムのベースプレートが最大で2m程度であるすると、ガイドが要求する1/2000は、プレート端での鉛直誤差は1mm以下となり、極めて厳しい施工精度を要求することとなります。</p>	<p>「支持地盤の傾斜が1/2000以下」は、基礎地盤及び下部構造基礎部分の傾斜という構造物の設置地盤の状態を指しており、「積層ゴムのベースプレートの傾きの精度を1/400以下に抑える」は、積層ゴムの施工時の精度を指します。</p> <p>両者は別物であり、積層ゴムのベースプレート施工時の精度としては、御意見のとおり、一般建物と同様に1/400以下の傾きが目安になると考えます。</p> <p>御意見のような誤解を招きかねない記載であったことに鑑み、基礎底面の傾斜に係る1/2000以下の記載は削除します。なお、基礎底面の傾斜に係る確認内容は、耐震構造や免震構造の別を問わず、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」において記載されています。</p> <p>また、積層ゴムのベースプレート施工時の傾きの精度1/400以下の記載は、設計ではなく施工に関するものであり、審査ガイドの「2.1免震設計の基本方針」の留意事項には適切ではないと判断し削除します。積層ゴムのベースプレートを含め、免震装置の据え付け精度等の管理の方針は、審査において「5.免震装置の品質管理・維持管理の方針」の一環として確認していくこととなります。</p> <p>【変更前】</p> <p><u>免震装置のうち支承装置は、地盤支持性能のうち支持地盤の相対変位による設置面の傾斜の影響を受け</u></p>
------	----------	---	--

1-16	9頁 2.2基準地震動 【確認内容】	<p>本審査ガイド(案)のp.9「2.1 基準地震動」では、基準地震動に関し、「免震構造物は、やや長周期の地震応答が卓越するため、免震構造物の周期特性を踏まえやや長周期(一般的には2~10秒程度)に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて免震設計に用いる基準地震動を策定していること。」と記載されている。当該記載は、免震構造物の周期特性を踏まえ地震動評価で着目するやや長周期について、「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」の第1回会合で資料3に関して説明されたように、「免震層のターゲット周期の2倍程度の周期までをカバーできるような」との考え方で、具体的には免震構造物の固有周期を5秒ぐらいまでをターゲットとして「一般的には2~10秒程度」との記載をされているとの理解で良いか。</p> <p>また、当該記載は、設置する免震構造物の固有周期</p>	<p>やすい。そのため、<u>一般産業施設又は公共施設等の免震構造の建物においては、積層ゴムのベースプレート</u>の傾きの精度を1/400以下に抑えるよう設計されている。しかしながら、<u>実用発電用原子炉施設に対しては、耐震重要施設の支持地盤の傾斜が1/2000以下となることを目安として</u>いるため、<u>免震設計においても、耐震設計と同様に傾斜が1/2000以下となることを目安として</u>いることを確認する。</p> <p>【変更後】 (削除)</p>
			<p>御意見のとおり、「免震構造物の固有周期の2倍程度の周期を地震動評価で着目するやや長周期とすることを妨げる」ものではなく、「免震層のターゲット周期の2倍程度の周期までをカバーできるように」に例示したものです。</p> <p>したがって、本ガイドの「10秒」という記載は例示であり、必ずしも10秒まで着目する必要があるわけではなく、免震構造物の周期特性を踏まえて、やや長周期の地震動が設定されていることを個別の審査の中で確認していくこととなります。</p> <p>御意見を踏まえ、記載が明確になるよう、以下のとおり変更します。</p> <p>【変更前】 免震構造物は、やや長周期の地震応答が卓越するた</p>

		<p>に基づき、その固有周期の2倍程度の周期を地震動評価で着目するやや長周期とすることを妨げる記載ではないとの理解で良いか。</p> <p>上記の理解でよければ、例えば以下のように考え方や着目する周期であることを明確にした記載とするのが望ましいのではないか。</p> <p>(記載例)</p> <p>免震構造物の周期特性を踏まえやや長周期に着目(免震層の設計周期の2倍程度までの周期に着目、一般的には2～10秒程度)して地震動評価を実施</p>	<p>め、免震構造物の周期特性を踏まえやや長周期(一般的には2～10秒程度)に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて免震設計に用いる基準地震動を策定していること。</p> <p>【変更後】</p> <p>免震構造物は、やや長周期の地震応答が卓越するため、免震構造物の周期特性を踏まえ、免震構造物の固有周期の2倍程度までのやや長周期に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて免震設計に用いる基準地震動を策定していること。</p>
<p>1-17</p> <p>13頁</p> <p>3.3 許容限界</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>14～15頁</p> <p>【確認内容】</p>	<p>本審査ガイド(案)のp.13及びpp.14-15に記載の下部構造の許容限界に関して、令和元年第46回原子力規制委員会(令和元年12月4日)で示された審査ガイド(ドラフト)では、「下部構造の許容限界については、免震構造の性能確保の観点から、原則としてほぼ弾性範囲に留めることとし、耐震設計において適用実績のある規格及び基準等を参考に設定していること」と記載された。</p> <p>その後、4回にわたる「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」での検討を経て、当該検討チームの検討結果を原子力規制委員会に報告された令和2年第40回原子力規制委員会(令和2年11月25日)の資料2「建物・構築物の免震構造に関する検討チームの検討結果について」において、別添「建物・構築物の免震構造に関する検討チームでの主な論点とその対応の</p>	<p>「下部構造の許容限界」における「安全上適切と認められた規格・規準等による許容応力度」の記載は例示として記載したものです。御意見のように、特定の確認手法のみを念頭に置いて記載したものではありません。</p> <p>許容限界の確認手法は、各申請者が選択するものであり、短期許容応力度による確認手法もそれ以外の確認手法も選択肢に含め、具体的には個別の審査の中で確認していくこととなります。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり変更します。</p> <p>13頁</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>【変更前】</p> <p>安全上適切と認められる規格・基準等による許容応力度が設定されていること。</p>	<p>「下部構造の許容限界」における「安全上適切と認められた規格・規準等による許容応力度」の記載は例示として記載したものです。御意見のように、特定の確認手法のみを念頭に置いて記載したものではありません。</p> <p>許容限界の確認手法は、各申請者が選択するものであり、短期許容応力度による確認手法もそれ以外の確認手法も選択肢に含め、具体的には個別の審査の中で確認していくこととなります。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり変更します。</p> <p>13頁</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>【変更前】</p> <p>安全上適切と認められる規格・基準等による許容応力度が設定されていること。</p>

	<p>基本方針・考え方」では、設計方針として「下部構造の許容限界については、免震構造の性能確保の観点から、原則としてほぼ弾性範囲に留める設計とす」との考え方が示され、別紙「検討チームの結果を踏まえた審査ガイド（ドラフト）の修正の方針案」では、特段、下部構造に関する修正の必要性等には触れられていない。</p> <p>また、今回、令和3年第41回原子力規制委員会（令和3年10月27日）にて意見募集にかけられた審査ガイド（案）は、上記の令和2年第40回原子力規制委員会です承された修正方針に基づき所要の修正を行ったとされている。</p> <p>以上より、本審査ガイド（案）のp14, 15では、下部構造の許容限界に関して、「基準地震動による地震力に対して免震装置の機能を十分に保持できるよう支持するため、基準地震動による地震力に対して、やや長周期の揺れによる影響を考慮したとしても、要求される機能が十分に保持できるような設計が行われている必要がある。このため、安全上適切と認められる規格・基準等による許容応力度が設定されていること。」と記載されているが、本審査ガイド（案）に至る上記の検討経緯を踏まえると、設計方針としては「免震構造の性能確保の観点から、原則としてほぼ弾性範囲に留める設計とす」との考え方であるとの理解で良いか。</p>	<p>【変更後】 安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界が設定されていること。</p> <p>14頁</p> <p>【確認内容】 【変更前】 このため、下部構造の許容限界については、安全上適切と認められる規格・基準等による許容応力度が設定されていること。</p> <p>【変更後】 このため、下部構造については、安全上適切と認められる規格・基準等に基づいて許容限界が設定されていること。</p>
--	---	--

		<p>また、下部構造の「免震構造の性能確保の観点から、原則としてほぼ弾性範囲に留める設計」の方法としては、短期許容応力度に限らず、その他の基準地震動による地震力に対して免震装置の機能を十分に保持できる妥当な許容限界を設定することを要求しているとの理解で良いか。</p>	
1-18	13頁、下から6行目	<p>13ページの最下行から上に6行目「支承装置のうちダンパー、復元装置」は「復元装置、支承装置のうちダンパー」のほうが良い。後段の記載順のとおりに。</p>	<p>御意見を踏まえ、変更します（御意見の「支承装置」は「減衰装置」の誤記と推察）。</p> <p>【変更前】 支承装置のうち積層ゴム、ころがり支承及びびすべり支承、減衰装置のうちダンパー、復元装置並び</p> <p>【変更後】 支承装置のうち積層ゴム、ころがり支承及びびすべり支承、復元装置、減衰装置のうちダンパー並び</p>
1-19	13頁、下から6行目	<p>13ページの最下行から上に5行目「鋼材等」のほうが良い。後段でコンクリートについても言及しているから。</p>	<p>御意見を踏まえ、変更します。</p> <p>【変更前】 免震装置と上部構造、下部構造を接続するための鋼材の許容限界</p> <p>【変更後】 免震装置と上部構造、下部構造を接続するための鋼材等の許容限界</p>
1-20	14頁、17行目 22頁、2行目	<p>14ページの17行目、22ページの2行目の「例えば」は、「例えば、」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</p>	<p>記載が不統一でしたので、御意見を踏まえ、14頁の9行目、21頁の下から5行目の「例えば」は原案のとおりとし、審査ガイド中の「例えば、」は「例えば」</p>

1-21	21頁、10行目	21ページの10行目「渡り配管等」の「等」は渡り配管以外の何を指しているのか？	<p>に変更します。</p> <p>該当箇所は、8頁19、20行目、15頁17、23行目、19頁9、21行目、20頁13、18行目、22頁下から3行目、23頁下から11行目、24頁8行目です。</p> <p>「1.4 用語の定義」において、「渡り配管」を「免震構造物と隣接構造物間を跨ぐ配管、ケーブル等をいう。」と定義しておりますので、御意見を踏まえ、「渡り配管等」は「渡り配管」に変更します。</p> <p>【変更前】</p> <p>相対変位に追従するよう、<u>渡り配管等</u>が</p> <p>【変更後】</p> <p>相対変位に追従するよう、<u>渡り配管</u>が</p> <p>他の該当箇所は、21頁11、12、16行目です。</p>
------	----------	---	--

2. 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について（案）

No	該当箇所	御意見（原文）	考え方
		意見なし	

(案)

改正 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号） 別表第 1
- (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号） 別表第 2

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第61条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b)～f) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (地震による損傷の防止)</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（以下「検討用地震」という。）を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して策定すること。</p> <p>上記の「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震</p>	<p>第61条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b)～f) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (地震による損傷の防止)</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（以下「検討用地震」という。）を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して策定すること。</p> <p>上記の「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震</p>

<p>発生層に生じる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。</p> <p>上記の「プレート間地震」とは、相接する二つのプレートの境界面で発生する地震をいう。</p> <p>上記の「海洋プレート内地震」とは、沈み込む（沈み込んだ）海洋プレート内部で発生する地震をいい、海溝軸付近又はそのやや沖合で発生する「沈み込む海洋プレート内の地震」又は海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震（スラブ内地震）」の2種類に分けられる。</p> <p>なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①～⑦（略）</p>	<p>発生層に生じる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。</p> <p>上記の「プレート間地震」とは、相接する二つのプレートの境界面で発生する地震をいう。</p> <p>上記の「海洋プレート内地震」とは、沈み込む（沈み込んだ）海洋プレート内部で発生する地震をいい、海溝軸付近又はそのやや沖合で発生する「沈み込む海洋プレート内の地震」又は海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震（スラブ内地震）」の2種類に分けられる。</p> <p>なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①～⑦（略）</p>
<p>⑧施設が免震構造である場合は、やや長周期の地震応答が卓越するため、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動を策定すること。</p> <p>6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」ことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） ・免震構造を採用する場合は、免震装置は、基準地震動による地震力に対してその装置に要求される機能を保持すること。 <p>（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>⑧施設が免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動を策定すること。</p> <p>6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」ことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） ・（新設） <p>（略）</p> <p>二（略）</p>

<p>7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、<u>水平2方向（免震構造を採用する場合にあっては、水平2方向及び免震装置にとつて最も厳しくなる方向）及び鉛直方向</u>について適切に組み合わせたものとして算定すること。また、地震力の算定に当たっては、建物・構築物と地盤との相互作用並びに建物・構築物及び地盤の非線形性を、必要に応じて考慮すること。 <p>8 (略)</p>	<p>7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、<u>水平2方向及び鉛直方向</u>について適切に組み合わせたものとして算定すること。また、地震力の算定に当たっては、建物・構築物と地盤との相互作用並びに建物・構築物及び地盤の非線形性を、必要に応じて考慮すること。 <p>8 (略)</p>
--	---

別表第2 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第76条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b)～f) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第76条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、<u>免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</u></p> <p>b)～f) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(案)

改正 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306192 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別表 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>3. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 検討用地震の選定</p> <p>3.2.1 地震の分類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設の構造が免震構造である場合は、やや長周期の地震応答が卓越するため、必要に応じてやや長周期の地震動が卓越するような地震が検討用地震として適切に選定されていることを確認する。</u></p> <p>5. 基準地震動</p> <p>5.1 策定方針</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>施設の構造が免震構造である場合は、やや長周期の地震応答が卓越するため、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動が策定されている必要がある。</u></p>	<p>3. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 検討用地震の選定</p> <p>3.2.1 地震の分類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設の構造に免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、必要に応じてやや長周期の地震動が卓越するような地震が検討用地震として適切に選定されていることを確認する。</u></p> <p>5. 基準地震動</p> <p>5.1 策定方針</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>施設の構造に免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動が策定されている必要がある。</u></p>

(案)

制定 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定
建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドについて次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの制定について

建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドを別添のとおり定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別添

建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド
(案)

令和 年 月
原子力規制委員会

目 次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項	1
1.4 用語の定義	4
2. 基本事項	6
2.1 免震設計の基本方針	6
2.2 基準地震動	9
2.3 設計用地震力の算定	10
3. 免震構造物の設計に係る事項	10
3.1 使用材料及び材料定数	10
3.2 荷重及び荷重の組合せ	12
3.3 許容限界	12
3.4 地震応答解析	15
3.5 免震構造物の設計	16
4. 免震構造に伴う施設設計	20
4.1 免震構造物と隣接構造物間の取り合い部	21
4.2 免震構造の採用により設計条件が厳しくなる設備の耐震安全性	21
4.3 免震構造の応答性状による影響	21
5. 免震装置の品質管理・維持管理の方針	22
別添-1 免震装置の品質管理	23
別添-2 供用期間中における免震装置の維持管理	23
別添-3 免震装置の製造時における試験による性能確認	23

1. 総則

1.1 目的

本ガイドは、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第五号）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第六号）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））（以下総称して「規制基準」という。）の趣旨を十分踏まえ、免震構造に係る設計（以下「免震設計」という。）の審査に活用することが目的であり、審査基準ではない。すなわち、本ガイドは実用発電用原子炉及びその附属施設（以下「実用発電用原子炉施設」という。）の耐震重要施設を間接支持する建物全体を免震構造とした実用発電用原子炉施設（以下「免震構造物」といい、原子炉建屋を除く。以下同じ。）に要求される機能が損なわれるおそれがない場合を例示するものである。なお、本ガイドの基本的な考え方は、その他の原子力施設にも参考となるものである。

1.2 適用範囲

本ガイドは、実用発電用原子炉施設の耐震重要施設を間接支持する免震構造物に適用される。設置（変更）許可に係る審査においては、本ガイドを参考に設計の基本的な方針や考え方の妥当性を、設計及び工事の計画の認可に係る審査においては、設置（変更）許可時の審査において確認された基本的な方針や考え方に基づく設計の妥当性を確認する。本ガイドでは、これらの確認事項を例示する。

1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項

- ① 本ガイドは、建物全体を免震構造とした実用発電用原子炉施設に適用する。
- ② 免震構造物の審査においては、基本的に本ガイドが参考となるが、それ以外の耐震設計と同様の審査においては、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（原管地発第 1306192 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））（以下「耐震設計方針ガイド」という。）及び「耐震設計に係る設工認審査ガイド」（原管地発第 1306195 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））（以下「耐震設工認審査ガイド」という。）を参考とする。また、これ

らのガイドに記載のない事項の審査においては、関連する実用発電用原子炉施設のガイドを参考とする。

- ③ 実用発電用原子炉施設の耐震設計に係る審査において適用実績のある規格及び基準（⑤参照）並びに実用発電用原子炉施設への適用実績はないものの、一般産業施設等における免震設計等に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）などの法令（⑥参照）（以下⑤と⑥を総称して「安全上適切と認められる規格・基準等」という。）の適用に際して、⑤については耐震構造と免震構造の違い、⑥については一般産業施設等と原子炉施設との違いを踏まえ、適用条件、適用範囲に留意が必要である。
- ④ 安全上適切と認められる規格・基準等以外の免震設計に係る規格、基準を参考として⑦に示す。これらの適用に際しては、適用条件、適用範囲に留意し、適用の妥当性を確認していくことが重要である。また、免震設計に関わる新たな規格及び基準並びに新たな知見に常に注視し、審査においてそれらを必要に応じて速やかに考慮することも重要である。
- ⑤ 実用発電用原子炉施設の耐震設計に係る審査において適用実績のある規格及び基準を以下に示す。本ガイドにおいては、以下の 3 つの「原子力発電所耐震設計技術指針」を総称して「JEAG4601」という。
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 1987」（社）日本電気協会
 - ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」（社）日本電気協会
 - ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」（社）日本電気協会
 - ・建築基準法（耐震設計に係る部分）
 - ・建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（耐震設計に係る部分）
 - ・発電用原子力設備規格 設計・建設規格（（社）日本機械学会、2005/2007）
 - ・地盤工学会基準（JGS1521-2003）地盤の平板載荷試験方法
 - ・地盤工学会基準（JGS3521-2004）剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法
- ⑥ 一般産業施設等における免震設計等に係る建築基準法などの法令を以下に示す。
- ・建築基準法・同施行令（免震設計に係る部分）

- ・「免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」平成 12 年建設省告示第 2009 号（以下「免震技術基準告示」という。）
 - ・「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」平成 12 年建設省告示第 1461 号（以下「構造計算基準告示」という。）
 - ・「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」平成 12 年建設省告示第 1446 号（以下「建築材料技術的基準告示」という。）
- ⑦ ⑤、⑥以外の免震設計に係る規格、基準の例を以下に示す。以下の規格、基準を含め技術的な裏付けがとられているものについては、実用発電用原子炉施設への適用性を検討した上で、支障がなければ、参考とすることができる。
- ・原子力発電所免震構造設計技術指針 JEAG4614-2019（（一社）日本電気協会）（以下「JEAG4614」という。）
 - ・免震構造施工標準-2021-（（一社）日本免震構造協会、2021 年版）（以下「JSSI 施工標準」という。）
 - ・免震部材標準品リスト<改訂版>-2009-（（社）日本免震構造協会、2009 年版）（以下「JSSI 免震部材標準品リスト」という。）
 - ・免震建物の維持管理基準<改訂版>-2018-（（一社）日本免震構造協会、2018 年版）（以下「JSSI 維持管理基準」という。）
 - ・時刻歴応答解析による免震建築物の設計基準・同マニュアル及び設計例（（一社）日本免震構造協会、2018 年版）（以下「JSSI 時刻歴応答解析設計基準」という。）
 - ・免震建築物のための設計用入力地震動作成ガイドライン<改訂版>（（一社）日本免震構造協会、2018 年版）
 - ・免震部材の接合部・取付け躯体の設計指針<第 3 版>（（一社）日本免震構造協会、2020 年版）
 - ・免震エキスパンションジョイントガイドライン（（一社）日本免震構造協会、2013 年版）
 - ・免震建物の耐火設計ガイドブック<改訂版>（（一社）日本免震構造協会、2019 年版）
 - ・免震建築物の耐風設計指針（（一社）日本免震構造協会、2017 年版）
 - ・免震構造設計指針（（一社）日本建築学会、2013 年版）
- ⑧ 上記⑤の実用発電用原子炉施設の耐震設計に係る審査において

適用実績のある規格及び基準は、必要に応じて規制基準で定めた用語に読み替えること。また、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定）」（以下「昭和 56 年耐震設計審査指針」という。）と規制基準との要求事項の相違点^{※1}に留意して適用すること。

※1 昭和 56 年耐震設計審査指針と規制基準との要求事項の相違点のうち耐震重要度分類及び設計方針に係るものについては、以下のとおりである。

- ・耐震重要度分類に係る相違点として、昭和 56 年耐震設計審査指針の A_sクラスを含む A クラス全体を規制基準では S クラスとし、それに伴って従来の A_sクラスに適用されていた設計方針を規制基準の S クラスに適用している。
- ・鉛直方向の地震力の算定方法に係る相違点として、昭和 56 年耐震設計審査指針では、水平方向の地震動（A_sクラスは S₂及び S₁、A クラスは S₁）の最大加速度振幅の 1/2 を鉛直方向の地震力の算定に用いていたが、規制基準では、鉛直方向の地震動を策定するとともに同地震動に対して地震応答解析を実施して、鉛直方向の地震力を算定している。

⑨ 本ガイドは、「1.2 適用範囲」に示すとおり、免震構造物の設置（変更）許可に係る審査、設計及び工事の計画の認可に係る審査において適用するものであるが、免震構造は主に免震層において、支承装置が上部構造の支持機能及び上部構造が間接支持する耐震重要施設の支持機能を担保していること並びに減衰装置及び復元装置が免震構造物全体の減衰機能及び復元機能をそれぞれ担保していることから、供用期間中の免震装置の品質管理及び維持管理が重要となる。そのため、設計段階における免震装置の品質管理及び維持管理の方針について、確認事項及び確認内容の例を本ガイドの「5. 免震装置の品質管理・維持管理の方針」に示している。

1.4 用語の定義

本ガイドで用いる用語の定義及び用法については、原則として規制基準に従うこととし、更に以下によるものとする。免震構造物の各部名称の例を図 1 に示す。

- 免震構造物 耐震重要施設を間接支持する建物・構築物であって、免震装置を介して水平方向の変形性能が確保されているものをいう。免震装置、上部構造及び下部構造からなる。
- 免震装置 支承装置、減衰装置及び復元装置（支承装置が復元装置

	に相当する機能を持つ場合は、支承装置に含む。) から構成されるものをいう。
上部構造	免震構造物のうち、免震装置によって支持されている部分をいう。
下部構造	免震構造物のうち、免震装置を支持している部分及び擁壁をいう。
支承装置	上部構造の鉛直荷重を支持し、地震発生時における上部構造の水平方向に対する変形性能を確保するものをいう。
減衰装置	速度又は変形の程度に応じた減衰の作用により上部構造に作用する振動エネルギーを吸収するものをいう。
復元装置	変形の程度に応じた復元の作用により建物・構築物の固有周期を調整するものをいう。
ペDESTAL	上部基礎版から支承装置、支承装置から下部基礎版へ鉛直荷重を伝達するための台座をいう。
上部基礎版	上部構造の下部に位置する版状の構築物をいう。
下部基礎版	地盤上に位置する版状の構築物をいう。
免震層	上部構造と下部構造との間で免震装置が設置されている層をいう。
基準面圧	積層ゴムの基本性能を測定する際に定める積層ゴムの水平変位が生じていない時の単位面積あたりの鉛直軸応力をいう。
渡り配管	免震構造物と隣接構造物間を跨ぐ配管、ケーブル等をいう。

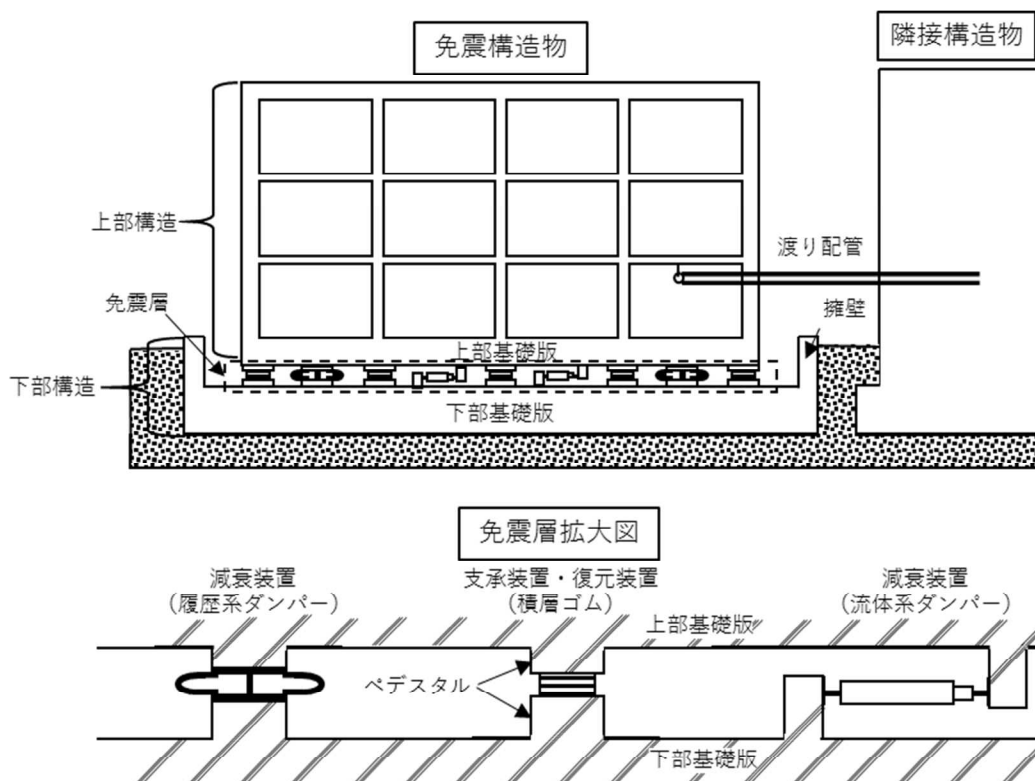


図 1 免震構造物の各部名称の例

2. 基本事項

2.1 免震設計の基本方針

【審査における確認事項】

免震設計の基本方針については以下を確認する。

- (1) 免震設計における耐震重要度分類については、耐震設計上の重要度分類を適用し、設備区分上の分類として免震構造物が間接支持構造物として位置付けられていること。
- (2) 免震構造物は、基準地震動による地震力に対して、その要求されている機能が損なわれるおそれがないよう設計されていること。
- (3) 免震構造物に設置される耐震重要施設は、下位の分類に属するものの波及的影響により、その機能を損なわないこと。

【確認内容】

免震設計の基本方針については以下を確認する。

- (1) 免震構造物を構成する各部について、以下の方針に基づき設計されていること。
 - ・免震装置のうち支承装置及び復元装置については、基準地震動による地震力に対しておおむね弾性状態にとどまること。免震装置

のうち減衰装置については、基準地震動による地震力に対して減衰機能を保持できること。

- 下部構造については、免震装置の機能を十分に保持するため、基準地震動による地震力に対して、要求される機能が十分に保持できること。
 - 上部構造については、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に要求される機能が十分に保持できること。
- (2) 波及的影響に係る設計の確認では、少なくとも次の i)～iv) に示す事項について、耐震重要度分類の下位クラスに属する施設の波及的影響によって、上位クラスに属する施設の安全機能を損なわないこと。また、影響評価に当たっての敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等が適切に示され、事象選定及び影響評価の結果の妥当性が示されているとともに、免震構造物に設置される耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用した場合に波及的影響を与えないことも技術的検討にて示されていること。
- i) 設置地盤、地震応答性状の相違等に起因する相対変位、不等沈下による影響
 - ii) 上位クラスと下位クラスの施設との接続部における相互影響
 - iii) 建屋内における下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等による上位クラスの施設への影響
 - iv) 建屋外における下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等による上位クラスの施設への影響

【免震設計の審査における留意事項】

免震設計の審査において留意すべき事項を以下に示す。

- (1) 耐震構造は、地震力に対して、構造部材の剛性、強度及び耐力により耐震安全性を確保するのに対して、免震構造は、免震装置により水平方向の変位応答を制御した上で水平方向の地震動に対する加速度応答を低減することにより耐震安全性を確保するものである。そのため、耐震構造との違い、免震構造の特徴等に留意した設計が行われていることを確認することが、審査においては重要である。審査における設計上の留意事項の具体例を以下に示す。
- 免震構造は、免震装置のうち支承装置の支持機能の喪失が、支持している耐震重要施設の安全機能の喪失に直結する可能性がある。また、下部構造が塑性変形した場合、免震装置の機能に影響を与える可能性がある。さらに、上部構造は、比較的長い周期で振動し上部構造に準静的な荷重が作用するため、上部構造が塑性変形し

た場合、急激に塑性変形が進展する可能性がある。このため、下部構造及び上部構造並びに上部構造が間接支持している耐震重要施設が、基準地震動による地震力に対して、やや長周期の揺れによる影響を考慮したとしても、要求される機能が十分に保持できるような設計が行われていることを確認する。

- 上部構造及び上部構造が間接支持している耐震重要施設に伝わる水平方向の地震動は、免震装置を介することで下部構造及び免震装置に入力される地震動とは変化することに留意する。
 - 免震構造は、耐震重要施設を支持する上部構造と下部構造との間及び周辺地盤との間に、耐震構造に比して大きな相対変位が生じることから、周辺斜面の崩壊、擁壁や周辺建物の倒壊等による上部構造及び免震装置への波及的影響が耐震重要施設を支持する機能及び耐震重要施設の機能の喪失に直結する場合がある。そのため、免震構造物の設計においては、土木構造物、建物・構築物、機器・配管系等の施設に関わる複数の分野を統合した調査及び検討が必要であり、必要に応じて各分野の技術者が対等に議論した上で実施された調査及び検討がされていることを確認する。
 - 免震構造の応答特性上、免震構造物の水平方向の固有周期は耐震構造よりも長く（例えば2～5秒程度）、鉛直方向の固有周期は耐震構造と同等（例えば0.1秒前後）となることから、水平方向と鉛直方向の地震力の最大応答が同時に発生する可能性が高くなる。したがって、水平方向と鉛直方向の地震力の組合せについて、耐震設計で用いられるSRSS（Square Root of Sum of Squares）を用いて組み合わせる場合には、最大応答が同時発生する可能性について留意する。
 - 免震構造物が支持している耐震重要施設の設計用地震力の設定（ $3C_i$ による静的地震力、 C_i は地震層せん断力係数）に当たっては、免震構造の振動特性に留意する。
- (2) 一般産業施設又は公共施設等の免震設計においては、想定を超える地震動等に対して免震装置が支持機能を喪失しないように、変形を抑制する装置又は免震装置が支持機能を喪失しても別の機構が支持機能を代替する装置等を設ける設計（一般産業施設又は公共施設等の免震設計においてフェールセーフと呼ばれる。）とすることがある。一方、規制基準では、基準地震動に対してフェールセーフを用いることなく免震構造が成立することを要求するものであり、基準地震動以上の地震動を想定した免震設計を要求していない。

ただし、安全性のより一層の向上等を目的に、免震装置とは別に鉛直荷重を支持する機能を担保する装置等を設置する場合は、当該装置の設置による耐震重要施設の有する安全機能への影響を確認すること。

2.2 基準地震動

【審査における確認事項】

免震設計に用いる基準地震動は、規制基準の要求事項に基づき他の耐震構造の施設とは別に、必要に応じて策定していることを確認する。

【確認内容】

免震設計に用いる基準地震動の策定にあたっては、基本的に「耐震設計方針ガイド」を参照するものとするが、免震設計に用いる基準地震動の策定において、留意すべき事項として以下を確認する。

- (1) 免震構造物は、やや長周期の地震応答が卓越するため、免震構造物の周期特性を踏まえ、免震構造物の固有周期の2倍程度までのやや長周期に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて免震設計に用いる基準地震動を策定していること。
- (2) 耐震設計に用いる基準地震動が短周期における敷地又は施設への影響に着目している一方で、免震設計に用いる基準地震動の策定においては、やや長周期における敷地又は施設への影響に着目した地震の想定及び検討用地震を検討していること。具体的には、敷地からの距離は離れているが地震規模の大きな地震を選定し、やや長周期における敷地又は施設への影響をその他の検討用地震と比較して、免震設計に用いる基準地震動に係る検討用地震としての選定可能性を検討していること。また、免震構造物の固有周期がやや長周期であることを踏まえ、地震規模に対して十分な継続時間を有していること。
- (3) 応答スペクトルに基づく地震動評価により免震設計に用いる基準地震動を策定する場合、やや長周期の応答スペクトルは、断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価結果、地震ハザード解析における一様ハザードスペクトルに係る評価結果等を踏まえて適切に設定していること。また、この場合、地震動の継続時間について断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価結果の継続時間等と比較することにより検証していること。
- (4) 国土交通省の技術的助言^{※2}で南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策の対象区域にある原子力発電所において免震構

造を採用する場合、国土交通省の技術的助言を参照の上、免震設計に用いる基準地震動の策定を検討していること。

※2 国土交通省国住指第 1111 号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」

2.3 設計用地震力の算定

【審査における確認事項】

免震設計に用いる地震力は、次に掲げるとおり算定していることを確認する。

- (1) 免震構造物に対する基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平 2 方向及び免震装置の評価上最も厳しくなる方向並びに鉛直方向について適切に算定していること。

【確認内容】

免震設計に用いる地震力の算定方針については以下を確認する。

- (1) 基準地震動により免震構造物に作用する荷重は、「3.4 地震応答解析」に基づき、適切に設定されていること。
- (2) 基準地震動による地震力については、水平 2 方向及び免震装置の評価上最も厳しくなる方向並びに鉛直方向について適切に算定することとしているが、施設の構造、応答性状に応じた応答解析手法、解析条件を考慮して非安全側にならない組合せを用いて算定されていること。

3. 免震構造物の設計に係る事項

3.1 使用材料及び材料定数

【審査における確認事項】

地震応答解析及び構造設計に用いる使用材料及び材料定数については以下を確認する。

- (1) 地震応答解析及び構造設計においては、安全上適切と認められる規格・基準等に基づく材料及び材料定数が使用されていること。
- (2) 地震応答解析に用いる材料定数について、その変動幅が免震機能に及ぼす影響をそれぞれ確認した上で、適切に設定していること。

【確認内容】

使用材料及び材料定数については以下を確認する。

(1) 免震装置

- ① 免震装置の材料及び材料定数は、建築基準法第 68 条の 25 の規定に基づく国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を取得した装置の諸元等を踏まえた材料及び材料定数を用いて適切に設定されていること。また、大臣認定を取得していない免震装置については、大臣認定に必要とされるものと同等の評価により妥当性が確認された材料及び材料定数を用いて適切に設定されていること。使用材料及び材料定数の設定における安全上適切と認められる規格・基準等を以下に示す。
- ・ 建築基準法・同施行令
 - ・ 建築材料技術的基準告示
- ② 地震応答解析に用いる免震装置の材料定数の変動幅については、大臣認定を取得した装置の諸元等に基づいて、経年変化、温度変化、製造工程等の変動幅が免震機能に及ぼす影響をそれぞれ確認した上で、設定すること。
- (2) 上部構造及び下部構造
- ① 安全上適切と認められる規格・基準等を以下に示す。
- ・ JEAG4601
 - ・ 建築基準法・同施行令
 - ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ー許容応力度設計法ー（（社）日本建築学会，1999 改定）
 - ・ 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（（社）日本建築学会，2005 制定）
 - ・ 鋼構造設計規準 ー許容応力度設計法ー（（社）日本建築学会，2005 改定）
 - ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造設計規準・同解説 ー許容応力度設計と保有水平耐力ー（（社）日本建築学会，2001 改定）
 - ・ 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（（社）日本機械学会，2003）
- ② 地震応答解析に用いる材料定数のうち解析モデルの剛性評価に用いる定数については、材料定数の変動幅が免震装置に及ぼす影響をそれぞれ確認の上で、適切に設定されていること。また、材料定数の変動幅が上部構造及び下部構造の振動性状（固有周期、固有モード等）や応答性状に及ぼす影響を確認し、必要に応じて、上部構造及び下部構造の地震力や機器・配管系への入力地震力等に及ぼす影響が検討されていること。

3.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】

免震構造物に作用する地震力と地震力以外の荷重が適切に組み合わせられていることを確認する。

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

免震構造物に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す安全上適切と認められる規格・基準等に規定されている荷重が考慮されていること。

- ・ JEAG4601
- ・ 建築基準法・同施行令
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 — 許容応力度設計法 — ((社) 日本建築学会、1999 改定)
- ・ 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社) 日本建築学会、2005 制定)
- ・ 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — ((社) 日本建築学会、2005 改定)
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造設計規準・同解説 — 許容応力度設計と保有水平耐力 — ((社) 日本建築学会、2001 改定)
- ・ 建築基礎構造設計指針 ((社) 日本建築学会、2001 改定)
- ・ 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社) 日本機械学会、2003)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会、2005/2007)

(2) 荷重の組合せ

免震構造物について、基準地震動による地震力に対し安全機能が保持できるように免震設計する際は、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601の規定を参考に、地震力と上記(1)の荷重とが組み合わせられていること。

3.3 許容限界

【審査における確認事項】

許容限界については、免震構造物の部位ごとに必要な機能を踏まえ、以下のとおり設定されていることを確認する。

(1) 免震装置

安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界が設定されていること。

(2) 下部構造

安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界が設定されていること。

(3) 上部構造

上部構造物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有すること。

【確認内容】

許容限界については以下を確認する。

(1) 免震装置

免震装置の基準地震動による地震力に対する許容限界は、大臣認定を取得した装置については、大臣認定を取得した装置の諸元等を踏まえ設定されていること。また、それ以外の値、指標等を許容限界として設定する場合は、試験等により設定の妥当性を確認すること。この場合、基準地震動に相当する地震動レベルの地震発生後に、試験等により妥当性を確認した免震装置の応答挙動を踏まえ、免震装置の残留変形等の状態の確認、性能維持の評価、必要に応じた免震装置の取り換え等の一連の運用方針が整備されていること。

以下、一般的な免震装置として、支承装置のうち積層ゴム、ころがり支承及びすべり支承、復元装置、減衰装置のうちダンパー並びに免震装置と上部構造、下部構造を接続するための鋼材等の許容限界の設定について例示する。

① 積層ゴムの許容限界については、以下を踏まえ適切に設定されていること。

- a) せん断ひずみの許容限界については、大臣認定を取得した装置の諸元等を踏まえ、弾性範囲が許容限界として設定されていること。ただし、それ以外の範囲が許容限界として設定されている場合、繰り返し载荷による顕著なひずみの蓄積がなく、ほぼ弾性的な挙動が試験等で確認された範囲をせん断ひずみの許容限界として設定されていること。
- b) 圧縮応力度の許容限界については、大臣認定を取得した装置の諸元等を踏まえ、圧縮限界強度以下の値かつ免震技術基準告示に基づく基準面圧の2倍以下の値として設定されていること。
- c) 引張応力度の許容限界については、大臣認定を取得した装置の

諸元等を踏まえた値が設定されていること。ただし、それ以外の値を許容限界として設定されている場合、試験等により積層ゴムの性能の維持を確認した値が引張応力度の許容限界として設定されていること。また、引張応力度による評価指標に代わって、引張ひずみによる評価指標を許容限界として設定する場合、試験等により積層ゴムの性能の維持を確認した引張ひずみの値が引張応力度に代わる許容限界として設定されていること。

- ② ころがり支承及びすべり支承の許容限界については、それらの構造及び仕様に応じた指標（例えば水平変位、圧縮応力等）について、設計で期待している支持性能を維持できる範囲の値が許容限界として設定されていること。
- ③ 復元装置の許容限界については、安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界が設定されていること。なお、積層ゴムにより復元装置の機能を担保する場合にあたっては、積層ゴムの許容限界を満たしていること。
- ④ ダンパーの許容限界については、大臣認定を取得した装置の諸元等を踏まえ、ダンパーの構造及び仕様に応じた指標について、設計で期待している減衰性能を維持できる範囲の値が許容限界として設定されていること。また、ダンパーは、積層ゴムの許容限界における水平変位においても減衰性能が維持されるよう許容限界が設定されていること。
- ⑤ 免震装置の接合部等における鋼材及びコンクリートの許容限界は、耐震設計において適用実績のある規格及び基準に準じて設定されていること。

(2) 下部構造

下部構造は、基準地震動による地震力に対して免震装置の機能を十分に保持できるよう支持するため、基準地震動による地震力に対して、やや長周期の揺れによる影響を考慮したとしても、要求される機能が十分に保持できるような設計が行われている必要がある。このため、下部構造については、安全上適切と認められる規格・基準等に基づいて許容限界が設定されていること。

安全上適切と認められる規格・基準等として、適用可能な規格、基準を以下に示す。

- ・ JEAG4601
- ・ 建築基準法・同施行令
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ー許容応力度設計法 ー（（社）日本建築学会，1999改定）

- ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（（社）日本建築学会，2005 制定）・鋼構造設計規準 ー許容応力度設計法ー（（社）日本建築学会，2005 改定）
- ・鉄骨鉄筋コンクリート構造設計規準・同解説 ー許容応力度設計と保有水平耐力ー（（社）日本建築学会，2001 改定）
- ・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（（社）日本機械学会，2003）

(3) 上部構造

上部構造は、免震構造物が比較的長い周期で振動し上部構造に準静的な荷重が作用して塑性変形した場合、急激な塑性変形となる可能性がある。そのため、上部構造のうち耐震重要施設を支持する部位及び安全機能を有する部位（遮へい性、気密性等が必要な部位）については、おおむね弾性範囲（鉄筋コンクリート造の場合は鉄筋が降伏しない範囲等）にとどまる等により基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に要求される機能が十分に保持できるとどめることとし、(2)と同様に安全上適切と認められる規格・基準等に基づいて許容限界が設定されていること。例えば上部構造のうち上部基礎版、上部構造を構成する耐震壁等が耐震重要施設を間接支持又は居住性の機能を維持する場合においては、おおむね弾性範囲としていること。

上部構造のうち耐震重要施設を支持せず耐震重要施設等への波及的影響の検討対象となる部位については、終局耐力に対して妥当な安全余裕を確保できるよう許容限界が設定されていること。例えば上部構造のうち上部構造を構成する耐震壁等が上部基礎版上に設置される耐震重要施設に対して波及的影響の検討対象になる場合においては、支承装置の許容限界が終局限界に対して有する安全余裕と比べて同程度の安全余裕を有するよう当該部位の許容限界が設定されていること。

3.4 地震応答解析

【審査における確認事項】

免震構造物ー地盤連成系の地震応答解析については、適切な地震応答解析手法及び地震応答解析モデルが設定されていることを確認する。

(1) 地震応答解析手法

免震構造物の地震応答解析手法については、免震装置及び上部構造の振動性状に応じた適切な地震応答解析手法が用いられていること。

(2) 地震応答解析モデル

免震構造物の地震応答解析モデルについては、免震装置及び上部構造の振動性状を適切に評価できるモデルが適用されていること。また、免震構造物と地盤との相互作用並びに免震構造物及び地盤の非線形性についても適切にモデル化されていること。

【確認内容】

地震応答解析手法、地震応答解析モデルについては以下を確認する。

(1) 地震応答解析手法

- ① 免震構造物の地震応答解析手法については、免震装置及び上部構造の振動性状を適切に評価できる時刻歴地震応答解析手法が用いられていること。なお、その他の地震応答解析手法であっても、妥当性が認められるものであれば適用できるものとする。
- ② 免震構造物と地盤との相互作用並びに免震構造物及び地盤の非線形性については、規制基準の要求事項に留意して設定されていること。なお、この場合 JEAG4601 の規定及び既往の研究成果等が参考となる。
- ③ 地震応答解析手法の設定に当たっては、JEAG4601 等の規定、既往の研究成果等を参考に、手法の適用性、適用限界等に留意し、適切な手法が検討されていること。

(2) 地震応答解析モデル

- ① 免震装置の地震応答解析モデルは、大臣認定を取得した装置の諸元、試験等により確認された結果に基づいて免震装置の剛性、減衰特性等が適切に設定されていること。
- ② 上部構造及び下部構造の地震応答解析モデルは、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 の規定及び既往の研究等を参考に適切に設定されていること。
- ③ 免震構造物がねじれ挙動を起こす可能性がある場合には、ねじれ挙動を表現できる地震応答解析モデルが採用されていること。
- ④ 免震構造物と地盤の相互作用のモデル化に当たっては、地盤の物性値に基づいて算定した剛性及び減衰特性が考慮されていること。安全上適切と認められる規格・基準等として、適用可能な規格、基準を以下に示す。

・構造計算基準告示

3.5 免震構造物の設計

【審査における確認事項】

免震構造物の設計については以下を確認する。

(1) 免震装置の配置設計

免震構造物は、地震時にねじれ挙動が抑制されるよう、免震層における剛心と重心の位置をなるべく一致させるように免震装置の配置設計が行われていること。

(2) 免震装置の設計

支承装置及び復元装置については、基準地震動による地震力に対しておおむね弾性状態にとどまるよう、常時作用している荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力等が、安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界を超えないこと。

また、減衰装置については、基準地震動による地震力に対して減衰機能を保持するために、常時作用している荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力等に対して、減衰装置の性能の変化が上部構造に要求される機能に影響を及ぼさないよう、安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界を超えないこと。

(3) 下部構造の設計

下部構造については、免震装置の機能を十分に保持するため、基準地震動による地震力に対して、要求される機能が十分に保持できるよう、常時作用している荷重と基準地震動による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界を超えないこと。

(4) 上部構造の設計

上部構造については、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に要求される機能が十分に保持できるよう、常時作用している荷重と基準地震動による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力等に対して、上部構造物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有すること。

(5) 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せ

水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せは、免震構造物の特性を考慮し適切な方法が用いられていること。具体的には支承装置の配置及び上部構造の応答特性に留意して、水平2方向及び免震装置の評価上最も厳しくなる方向並びに鉛直方向の地震力の組合せによる検討が行われていること。

【確認内容】

免震構造物の設計については以下を確認する。

(1) 免震装置の配置設計

免震層において剛心と重心の位置が大きく相違すると、地震時にねじれ挙動が生じ、免震装置の水平変位の増大等の原因となる。このため、上部構造の重量分布とそれに応じた免震装置の配置に留意し、免震技術基準告示を参考に検討されていること。また、偏心率が 0.03^{*3} を超える場合は、ねじれ挙動が表現できるような地震応答解析モデルを用いて解析し、ねじれ挙動の影響が検討されていること。

※3 偏心率を目安として 0.03 以下とすることは、免震技術基準告示による。

(2) 免震装置の設計

① 支承装置

支承装置については、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重の組合せに対して弾性状態にとどまる範囲で耐え、支持機能が維持されていること。この際、ロッキング荷重の影響が考慮されていること。

代表的な支承装置として、積層ゴム、ころがり支承、すべり支承の設計における確認内容を以下に例示する。

a) 積層ゴム

地震時の積層ゴムの変形が支持機能に影響を与える可能性があるため、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する水平変形時のせん断ひずみが許容限界を超えないこと。また、常時荷重、鉛直方向の地震力による荷重及び水平変形に伴うロッキングによる鉛直荷重の組合せに対する圧縮応力度及び引張応力度が許容限界を超えていないこと。

b) ころがり支承又はすべり支承

基準地震動により発生する最大の水平変位が許容限界を超えていないこと。また、常時荷重、鉛直方向の地震力による荷重及び水平変形に伴うロッキングによる鉛直荷重が許容限界を超えていないこと。

② 復元装置

復元装置については、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重の組合せに対して弾性状態にとどまる範囲で耐え、復元機能が維持されていること。なお、積層ゴムにより復元装置の機能を担保する場合にあたっては、積層ゴムの許容限界を満足していること。

③ 減衰装置

装置の構造及び仕様に応じた指標に基づき、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力等により、減衰機能が喪失していないこと。また、積層ゴムの許容限界における水平変位まで設計で考慮した減衰性能が維持されていること。代表的な減衰装置として、履歴系ダンパー、流体系ダンパー及び摩擦系ダンパーの設計における確認内容を以下に例示する。

a) 履歴系ダンパー（例えば鋼材ダンパー等）

基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する変位が、許容限界変位を超えていないこと。また、履歴系ダンパーは、基準地震動による繰り返し変形によって疲労が蓄積されることから、累積損傷度^{※4}等による疲労評価が行われていること。

※4 一般建築における累積損傷度の評価にあっては、エネルギー吸収能力に着目した評価方法が幾つかあるが、Miner 則（ある応力における部材の疲労寿命が N 回とすると、繰り返し数 n での疲労損傷は n/N で表され、 $n/N=1$ で破壊すると定義するもの）に基づく疲労損傷評価による評価法が適用されている。

b) 流体系ダンパー（例えばオイルダンパー等）

基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する変位及び速度が、許容限界変位及び許容限界速度を超えていないこと。

c) 摩擦系ダンパー

基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する変位が、許容限界変位を超えていないこと。

④ 免震装置の接合部等

免震装置の接合部及びペDESTALについては、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組合せ、その結果発生する応力が安全上適切と認められる規格・基準等による許容限界を超えていないこと。

(3) 下部構造の設計

下部構造は、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えていないこと。

設計に当たっては、「耐震設工認審査ガイド」3.5.1も参考としていること。

(4) 上部構造の設計

上部構造は、基準地震動による地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力等が許容限界を超えていないこと。

設計に当たっては、「耐震設工認審査ガイド」3.5.1も参考としていること。

また、上部構造と擁壁等の周辺構造物との離隔について、地震時の免震装置部の最大応答変位に対し妥当な余裕が確保されていること。

(5) 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せ

免震構造物においては、水平2方向及び鉛直方向の地震動を用いて、各方向の時刻歴での応答値を逐次重ね合わせる等の方法により、応答の同時性が考慮されていること。また、水平2方向及び免震装置の評価上最も厳しくなる方向（例えば応答スペクトル波による建物・構築物の斜め方向）並びに鉛直方向の地震動の組合せにより応答の同時性が考慮されていること。なお、地震力による応力の組合せを簡易的に行う際には、各方向の入力地震動の位相特性や免震構造物の応答特性に留意し適切な組合せ方法が適用されていること。

（例えば水平2方向についてはSRSS法、水平と鉛直方向については絶対値和法等で組み合わせる等）

(6) その他免震構造物に係る設計

設計を超える事象に対して一定の免震機能の保持の観点から、支承装置とは別に、鉛直荷重を支持する機能を担保する装置等を設置する場合や、免震装置に塵埃防止カバー等を設置する場合、当該装置等の設置が、上部構造、内包する耐震重要施設及び免震装置の機能に及ぼす影響が確認されていること。

4. 免震構造に伴う施設設計

上部構造に支持されるSクラスの設備の耐震設計については、免震装置を介して算定された地震力等に対して「耐震設工認審査ガイド」を用いて確認する。耐震設計と異なる、免震構造特有の設備設計については以下を確認する。

なお、免震構造の採用が設備設計に与える影響や、それを踏まえた設計については、免震装置等の仕様、建屋に設置される設備の構造、仕様及びそれらの振動特性並びに相対関係に依存するものであるため、以下の記載事項以外の要因についても確認する等、個別に検討をすること。

4.1 免震構造物と隣接構造物間の取り合い部

【審査における確認事項】

免震構造に伴う設備設計が、地震時における建屋間（上部構造と下部構造間を含む。）の相対変位に追従するよう、渡り配管が適切に設計されていることを確認する。

また、取り合い部により免震装置の機能や上部構造の安全機能等への影響がないよう設計されていることを確認する。

【確認内容】

免震構造物と隣接構造物間の取り合い部に係る設計については以下を確認する。

(1) Sクラスの渡り配管の地震時健全性

渡り配管については、JEAG4601の規定、既往の研究等を参考に基準地震動による相対変位に対して機能を維持するよう設計されていること。

(2) 免震機能への影響

渡り配管の剛性等が、上部構造の地震応答に大きな影響を与えないよう検討されていること。これらが免震機能や地震応答に影響を与える可能性がある場合は、「3.4 地震応答解析」(2) 地震応答解析モデルのモデル化に反映されていること。

4.2 免震構造の採用により設計条件が厳しくなる設備の耐震安全性

【審査における確認事項】

免震構造を採用したことにより、耐震設計条件が厳しくなる設備を明示し、免震構造とした場合においても耐震性が確保されていることを確認する。

【確認内容】

免震構造を採用することにより耐震設計条件が厳しくなる設備の設計については以下を確認する。

- (1) 免震構造を採用することにより耐震設計条件が厳しくなる設備（例えば流体を貯蔵するタンク等）が明示されていること。また、それらの設備を対象として、試験又は解析により当該設備の応答値が許容限界を超えないよう設計されていること。

4.3 免震構造の応答性状による影響

【審査における確認事項】

上部構造に内包される設備の設計に当たっては、免震構造によるねじれ挙動やロッキング挙動による影響が検討されていることを確認する。

【確認内容】

免震層において剛心と重心の位置が大きく相違する場合、ねじれ挙動を考慮して、上部構造に内包される設備の各方向の水平地震力が設定されていること。また、水平方向の地震動に対するロッキング挙動により生じる鉛直方向の地震力と、鉛直方向の地震動により生じる鉛直方向の地震力との同時性について検討した上で、必要に応じて、上部構造に内包される設備の設計において、同時性の及ぼす影響が考慮されていること。同時性が及ぼす影響を考慮する場合は、鉛直方向の応答増幅分を考慮した地震力評価が行われた上で、当該地震力に対して、JEAG4601の規定、既往の研究等を参考に当該設備の健全性が確認されていること。

5. 免震装置の品質管理・維持管理の方針

【審査における確認事項】

供用期間中の免震構造物の機能を維持するため、免震装置の品質管理及び維持管理の運用を整備する方針であることを確認する。また、免震装置は、地震後も要求されている免震装置の機能が維持されるよう適切に管理される方針であることを確認する。

【確認内容】

免震装置の品質管理は、品質保証計画に基づき適切に行われる方針であることを確認する。また、免震装置の維持管理については、品質保証計画に基づき点検計画を定め、適切に点検等の管理が行われる方針であることを確認する。

免震装置（主に積層ゴム）については建屋個別に別置き試験体を設置又はこれに代わる手段で適切に維持管理が行われる方針であることを確認する。また、地震後の目視による応急点検に加え、地震観測・評価技術等により免震装置の特性変化（例えば履歴ダンパーにおいては累積疲労損傷度）の評価が行われる方針であることを確認する。

参考として免震装置の品質管理及び維持管理の詳細を別添に示す。

別添-1 免震装置の品質管理

供用期間中の免震構造物の機能を確実に維持するため、免震装置の品質管理は、適切な品質保証計画を策定するとともに、同計画に基づいて、免震装置の調達、製作、検査、据付、隣接構造物との離隔確保、変位測定装置の設置、免震装置の現場性能試験等が適切に行われること。免震装置の品質管理については以下に示す規格、基準が参考となる。

- JEAG4614
- JSSI 施工標準
- JSSI 免震部材標準品リスト
- JSSI 時刻歴応答解析設計基準
- JSSI 維持管理基準
- JIS K6410-1 2015 建築免震用積層ゴム支承－第1部：仕様
- JIS K6410-2 2015 建築免震用積層ゴム支承－第2部：試験方法

別添-2 供用期間中における免震装置の維持管理

免震装置の維持管理については、品質保証計画に基づき点検計画を定め、適切に点検等の管理が行われる必要があり、以下の点に留意して確認すること。

- (1) 品質保証計画に基づき、免震装置の保守及び点検活動計画並びに取替方法が適切に策定されていること。
- (2) 免震装置（主に積層ゴム）の維持管理については建屋個別に別置き試験体を設置又はこれに代わる手段で適切に維持管理すること。
- (3) 免震装置の維持管理として、地震後の目視による応急点検に加え、地震観測・評価技術等により免震装置の機能が維持されていることの確認を行うこと。
- (4) 例えば緊急時対策所のように地震後も継続して使用する設計の場合は、免震装置の損傷の有無を即時に確認するためのリアルタイムの評価、計測した地震動の時刻歴データ（加速度、変位等）による再現解析の実施等、各設計方針に応じた計測・評価方法により免震装置の維持管理を行うこと。また、上書き等により計測したデータが消失しないよう留意すること。
- (5) 免震装置の維持管理（通常点検、定期点検、応急点検等）については、以下に示す規格、基準が参考になる。

- JSSI 維持管理基準

別添-3 免震装置の製造時における試験による性能確認

免震装置の性能確認については、免震装置の製品試験等により適切に行

われる必要があり、以下の点に留意して確認すること。

- (1) 免震装置の剛性、減衰特性等の諸元については、免震装置が完成された段階で製品試験等により求め、地震応答解析に用いる免震装置の諸元の妥当性を確認すること。
- (2) 製品試験等は全ての装置において、設計上作用すると想定される荷重レベルでの製品試験等を行うことが原則である。ただし、製品試験等を行うことで、免震装置の特性が設計で想定する初期状態から変化する可能性（例えば履歴系ダンパーの塑性化）がある場合等は、解析結果、他の同種試験体を用いた試験結果等の知見と併せて、諸元の妥当性を確認すること。なお、免震装置の大きさ等の理由で試験実施が困難な場合もこれに準じて確認すること。免震装置の性能確認については以下に示す規格、基準が参考となる。
 - JSSI 施工標準
 - JSSI 免震部材標準品リスト
 - JIS K6410-1 2015 建築免震用積層ゴム支承－第1部：仕様
 - JIS K6410-2 2015 建築免震用積層ゴム支承－第2部：試験方法